

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 27 年 11 月 18 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500413号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500165号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和54年4月1日から同年5月1日に訂正し、昭和54年4月の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

昭和54年4月1日から同年5月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和54年4月1日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年4月1日から同年5月1日まで

B社(現在は、C社)に勤務し、厚生年金保険はA社の被保険者として加入していたが、資格喪失日が昭和54年4月1日となっている。昭和54年4月のB社の給料支払明細書があり、厚生年金保険料を控除されているので、昭和54年5月1日を資格喪失日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

社会保険事務所(当時)の記録によると、B社は厚生年金保険の適用事業所として確認できないものの、C社の事業主の妻の回答及び同僚の厚生年金保険被保険者記録によれば、B社の従業員はA社において、厚生年金の被保険者であることが確認できることから、請求者についても、A社において厚生年金保険の被保険者とすべき従業員であったと認められる。

また、C社及び同僚の回答並びに請求者から提出のあった給料支払明細書により、厚生年金保険料は当月控除していたことが確認でき、請求者は、請求期間において、B社に継続して勤務し、厚生年金保険料を同社の事業主により給料から控除されていたことが認められる。

さらに、請求者から提出のあった昭和54年4月の給料支払明細書により、請求者が請求期間において報酬月額(10万円)の支払いを受け、当該報酬月額に基づく標準報酬月額(9万8,000円)より高い標準報酬月額(12万6,000円)に見合う厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたことが認められる。請求期間の標準報酬月額については、厚生年金特例

法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、給料支払明細書で確認できる請求者の報酬月額から、9万8,000円とすることが必要である。

なお、A社の事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和54年4月1日から同年5月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否かは不明と陳述している一方、厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の昭和54年4月1日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。